

きめ細やかなマイナンバーの取扱いについて

羽室 康史

近畿地方整備局 大和川河川事務所 占用調整課 (〒583-0001 大阪府藤井寺市川北3-8-33) .

平成28年1月より本格的に始まったマイナンバー制度は、昨今の個人情報保護に関する意識の高まりや漏洩等事案の発生により、社会的な関心事となっている。国土交通省でも、適正な取扱いと厳格な保護措置が求められる一方、少なからぬ事務の増加が見込まれることから、取得対象者や事務取扱者に混乱が生じないように近畿地方整備局内での取扱いを独自に検討し要領を策定した。

キーワード 個人情報保護、行政事務の効率化・簡素化

1. マイナンバー制度の概要

マイナンバー（個人番号）は、住民票を有する全ての国民に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものである。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、期待される効果としては、大きく3つあげられる。

1つめは、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになる。（公平・公正な社会の実現）

2つめは、添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減される。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできるようになる。（国民の利便性の向上）

3つめは、行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減される。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるようになる。（行政の効率化）

平成27年10月以降、市区町村から、原則として住民票に登録されている住所あてに12桁のマイナンバー（個人番号）が記載された「通知カード」によって国民一人一人に通知が行われた。

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続にマイナンバーが必要となった。マイナンバーは社会保障、税、災害対策の中でも、法律や自治体の条例で

定められた行政手続でしか使用することはできない。

国の行政機関や地方公共団体などにおいて、マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で利用されるため、年金・雇用保険・医療保険の手続、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続などで、申請書等にマイナンバーの記載を求められることとなった。

また、税や社会保険の手続きにおいては、事業主や証券会社、保険会社などが個人に代わって手続きを行うこととされている場合もあるため、勤務先や証券会社、保険会社などの金融機関にもマイナンバーの提出を求められる場合が出てきた。

また、民間企業は、従業員の健康保険や厚生年金の加入手続を行ったり、従業員の給料から源泉徴収して税金を納めたりしている。また、証券会社や保険会社等の金融機関でも、利金・配当金・保険金等の税務処理を行っている。平成28年1月以降（厚生年金、健康保険は平成29年1月以降）は、これらの手続を行うためにマイナンバーが必要となる。そのため、企業や団体にお勤めの方や金融機関と取引がある人は、勤務先や金融機関に本人や家族のマイナンバーを提示する必要がある。

また、民間企業が外部の人に講演や原稿の執筆を依頼し、報酬を支払う場合、報酬から税金の源泉徴収をしなければならない。そのため、こうした外部の人からもマイナンバーを提供してもらう必要がある。

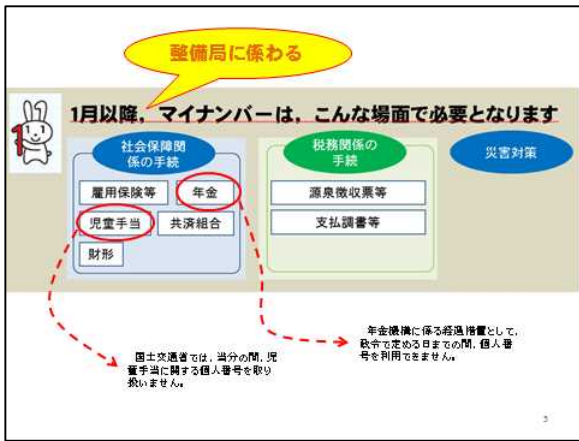


図-1 近畿地方整備局におけるマイナンバーの事務の範囲イメージ

2. 一般的なマイナンバー取扱いの留意点

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の手続のために、国や地方公共団体、勤務先、金融機関、年金・医療保険者などに提供するものである。こうした法律で定められた目的以外にむやみに他人にマイナンバーを提供することはできない。

他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人が、マイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを他人に不当に提供したりすると、処罰の対象となる。

マイナンバー制度の開始にあたり、個人情報外部に漏れるのではないかと、他人のマイナンバーでなりすましが起こるのではないかと、といった懸念の声があった。そこで、マイナンバーを安心・安全に利用するために、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための措置が講じられている。

制度面の保護措置としては、本人確認措置（個人番号の確認、身元（実存）の確認）の徹底、番号法の規定によるものを除いて、マイナンバーを含む個人情報の収集・保管の禁止などを求めている。また、個人情報保護委員会による監視・監督、法律に違反した場合の罰則強化も講じられているところである。

システム面の保護措置としては、個人情報を一元管理するのではなく、従来通り、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理することとされている。また、行政機関間で情報のやりとりをするときも、マイナンバーを直接使わないようにしたり、システムにアクセスできる人を制限したり、通信する場合は暗号化を行うこととされている。

3. 国土交通省における保有個人情報の取扱い

国土交通省では、その保有する個人情報に関して、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下、「行政機関個人情報保護法」という。）に基づき、従前よりその保護の徹底を図ってきたところである。行政機関個人情報保護法では、保有個人情報の取扱いのルールとして以下の6項目が列挙されている。

①「保有の制限」

個人情報の保有に当たっては、利用目的を明確にしなければならず、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

②「利用目的の明示」

本人から直接書面で個人情報を取得するときは、あらかじめ利用目的を明示しなければならない。

③「利用及び提供の制限」

法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有している個人情報を利用・提供してはならない。

④「正確性の確保」

利用目的の達成に必要な範囲内で、保有している個人情報が過去又は現在の事実と合致するように努めなければならない。

⑤「安全確保の措置」

保有している個人情報の漏えいなどの防止のために必要な措置を講じなければならない。

⑥「従事者の義務」

業務に関して知り得た個人情報の内容を、みだりに他人に知らせたり、不当な目的に利用してはならない。

4. 国土交通省におけるマイナンバー取扱いの原則

行政機関における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）においては、マイナンバーの取扱いに関し、行政機関個人情報保護法の特例としてより厳格な保護措置を以下のとおり定めている。

①マイナンバーを取り扱う職員とその職員が扱う事務

の範囲をあらかじめ指定し、指定された職員以外の者がマイナンバーを取り扱うことを禁止する

②マイナンバーの利用範囲を番号法に定められた範囲に限定する

③マイナンバーの提供を求めるにあたっては、利用目的をあらかじめ本人に明示し、それ以外の目的に使用してはならない

④マイナンバーを取得する時に、本人確認（身元確認並びに番号確認）を必ず行う

⑤取得したマイナンバーをファイルとして管理し、施

錠可能な書棚等への保管、アクセス制御の措置を講じる

- ⑥不要となったマイナンバーが記載された書面やデータは速やかに廃棄する

これを受け、国土交通本省では取扱規程を策定し、マイナンバーの取得から保管・廃棄に至る具体的な取扱い並びに安全保護措置を以下のとおり規定した。

- ①個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化
- ②特定個人情報等の範囲の明確化
- ③事務取扱担当者の明確化

5. マイナンバー制度開始にあたっての分析

平成27年12月24日付で国土交通本省が策定した取扱規程では、直接相手方から担当職員が番号を取得し、その職員が関係帳票を作成して税務署等に送付することしか想定されていなかった。

複数の出先事務所等を擁する地方整備局においては、①職員、②講師や委員等の外部有識者、③用地提供者から、それぞれマイナンバーを取得し、必要な調書等を作成し、マイナンバーを記載して、税務署、市区町村、ハローワークなどに提供する事務が発生する。相手方から番号を取得する部署（職員）と関係帳票を作成し税務署等に送付する部署（職員）が複数にまたがり、場合によっては事務所と地方整備局本局、あるいは事務所と出先出張所などのように所在が異なる官署間で個人番号をやりとりする必要がある。

さしあたって、28年1月以降、期間業務職員の採用及び退職等のタイミングで必要となる雇用保険関係の手續にマイナンバーの取得に関する事務が発生することから、当整備局内の個人情報保護を所掌する総務部総務課では、マイナンバー制度の本格導入の前に、それぞれの取扱者の立場（職務）に応じた取扱上の義務を明確化した要領を別途に作らなければ、実際に番号を取得し保管・送付する職員が混乱するだけでなく、マイナンバーの適正な管理を確保することが困難となり、行政機関としての信頼を損なう事態に発展しかねないとの懸念を抱くに至った。

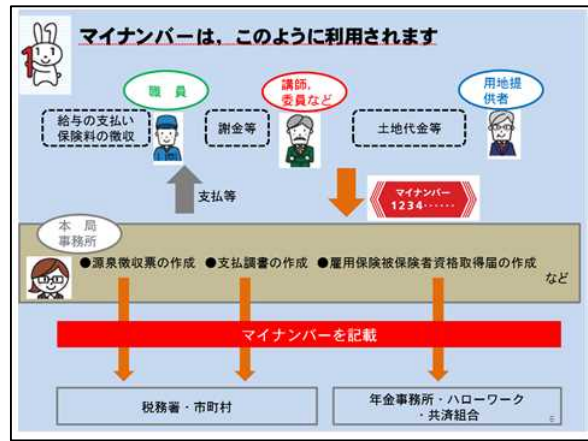


図-2 マイナンバーの利用イメージ

6. 整備局内の取扱要領の策定

上記の懸念を解消すべく、近畿地方整備局ではまず関係各課の担当者間でマイナンバーの取得から提供、管理・廃棄に至るまで具体的にどのような事務がどの時点から発生し、どのような問題点が想定されるかを情報共有し会議を重ねてきた。その結果、本省策定の取扱規程のみでは実務を円滑に進めていくことは困難であり、整備局独自の職員等と外部有識者等にかかる2件のマイナンバーの取扱要領を策定するに至った。

この取扱要領では、マイナンバーを利用して各種法定調書等を作成する職員以外に、対象者からマイナンバーを取得し、他の取扱者に送付するのみを職務とする（利用・提供をしない）職員を「経由事務取扱者」と規定し、その職務を明文化した。

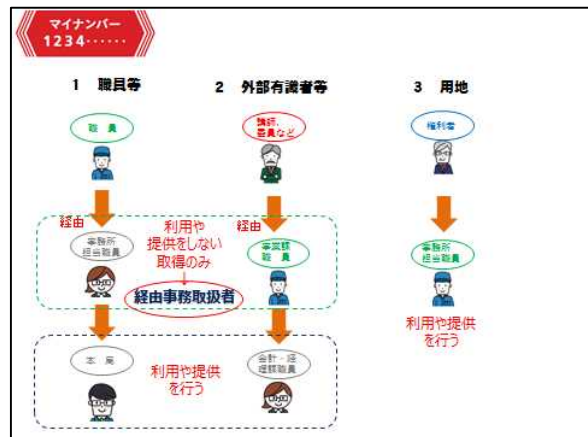


図-3 経由事務取扱者のイメージ

本省作成の取扱規程では、通常の特定期間情報等取扱者は、番号を取得した時点で「管理簿」を、番号を利用して作成した法定調書等を税務署等に送付する際に「送付簿」を、それぞれ別個に作成しなければならないが、経由事務取扱者は自ら番号を利用して帳票を作成するわ

けではないため、最低限の履歴を記録しておく「管理送付簿」のみを作成することとした。

また、対象者に利用目的を明示する際に使用する用紙や個人番号カード等の写しの提出並びに提示を受けられなかった場合の経過等を記録する様式を策定した。

次に、取得したマイナンバーの保管・送付は、施錠可能な書棚等に保管したり、簡易書留で送付するなどして、安全管理を徹底することとした。取扱者が取得してから他の取扱者に送付するまでの間に一時的に保管する際は、施錠可能な場所に保管し取扱者以外の者が触れることのできないようにすることは、本省作成の取扱規程と同様である。

事務所も含めた整備局内の職員に、取扱要領の周知徹底を図るにはただ要領を配布するだけでは理解されにくいと考え、まず事務所の副所長、総務課長並びに経理担当課長を対象とした説明会を開催し、制度の趣旨や具体的な事務の流れ、取扱い上の留意点等について各課担当者より説明をし質疑応答に対応した。また、実務担当者の円滑な事務の遂行の一助となるよう内部用ホームページに専用コンテンツを立ち上げ、関係規程やよくある質問を集約して掲載した。

7. 最後に

マイナンバー制度は始まったばかりであり、上記の取扱要領は制度導入直後の応急措置的なものであり、運用を重ねていくうちに様々な問題点が浮かび上がってくるかもしれない。それらを解決するためには、番号法や取扱規程が規定する安全保護措置の趣旨を遵守しつつ、対象者や事務取扱者の負担を最小限にし、かつ制度の趣旨の理解を容易にする観点でのきめ細やかな工夫が肝要であると考えます。

なお、本稿は従前の所属である近畿地方整備局総務部総務課での所掌内容である。

最後に、マイナンバーの取扱要領策定等についてご協力いただいた近畿地方整備局総務部並びに用地部の当時の職員各位にこの場をお借りして御礼を申し上げます。